

## 使用料・手数料の適正化について

### 1 適正化の理由

令和元年10月の消費税率引き上げに伴うコスト増分の適正転嫁に合わせ、第7次行財政改革の取組である受益者負担の適正化を図るため、以下のとおり見直しを実施。

### 2 適正化の視点

- ① 消費税率改定への対応
- ② コスト負担の適正化
- ③ 社会情勢の変化への対応
- ④ 本市施策との整合性

### 3 見直しを実施する使用料・手数料等

#### (1) 使用料

例 規 名	改正内容	改正の理由	改正方法	施行期日
八幡市立やわた流れ橋交流プラザ条例 同施行規則	消費税率(10%)改定への対応	消費税率の10%改定に対応するため、現行利用料金を基準として、増税分である2%分を転嫁することを基本として、見直しを実施する。(現行条例・規則に定める使用料を基準とした場合は、一部を除いて5%分の転嫁となる)	指定管理者による利用料金(八幡市公の施設指定管理者条例第9条に定める利用料金)の改定	令和元年10月1日
八幡市民体育館条例 同施行規則				
八幡市都市公園条例 同施行規則				
八幡市文化センター条例 同施行規則				
八幡市立松花堂庭園条例				
八幡市立松花堂美術館条例 同施行規則				
八幡市立生涯学習センター条例施行規則				

#### (2) 手数料

例 規 名	(現行)	(改正案)	改正の理由	改正方法	施行期日
(ア) 督促手数料 八幡市税条例 八幡市国民健康保険条例 八幡市行政財産の使用料徴収条例 八幡市道路占用料徴収条例 八幡市介護保険条例 八幡市後期高齢者医療に関する条例	1通につき  50円	1通につき  100円	負担の適正化を図るため、督促状の発送事務に係る督促手数料額の見直しを実施する	条例改正	令和2年4月1日
(イ) 交付手数料 八幡市情報公開条例施行規則 八幡市個人情報保護条例施行規則 八幡市行政不服審査条例施行規則 八幡市固定資産評価審査委員会規程	複写機(カラー)A3.1枚 80円 80円 20円 20円	複写機(カラー)A3.1枚  50円			

#### (3) 高齢者減免

例 規 名	(現行)	(改正案)	改正の理由	改正方法	施行期日
八幡市立有都福祉交流センター条例施行規則 八幡市立の小学校及び中学校の施設の使用に関する条例施行規則 八幡市立公民館条例施行規則 八幡市立コミュニティセンター条例施行規則 八幡市立生涯学習センター条例施行規則	60歳以上	65歳以上	定年退職年齢の引き上げ等の社会情勢の変化や近隣市町の取扱を踏まえ、高齢者減免の適用年齢の見直しを実施する	規則改正	令和2年4月1日